



# 花巻市少年センターだより

令和7年  
3月1日号  
花巻市  
少年センター 発行



## 春休みの非行防止について



市内の学校は3月中旬から春休みに入ります。長期休みの中でも年度末と年度初めをはさむため、自分の学年や身分があいまいに感じられ、気が緩みがちな時期でもあります。新年度に向けて、家族で目標を考え話し合しましょう。

また、3月は少しずつ日も長くなり日差しも暖くなることから、子どもたちの活動範囲も広がります。子どもたちが休み期間中、事件に巻き込まれないよう、交通事故にあわないよう、地域での「ながら見守り」へのご協力をお願いします。

### ☆地域での取り組み☆

- ・多くの人が「ながら見守り」を意識することで子どもたちの安全・安心につながります。
- ・「気軽に」「気長に」「危険なく」見守りをお願いします。



## 令和6年『花巻警察署管内の不良行為少年補導状況』

不良行為少年（下記記載の行為で補導された20歳未満の者）は、73人で前年（31人）に比較し、42人増加しました。特に、喫煙で補導された少年の数が44名と前年（7名）に比較し、37名も増加しました。場所別補導状況では、路上（繁華街・自動車内・その他）で38名、その他（駐車場等）で19名と補導されており、少年たちが喫煙や飲酒などの不良行為を起こさないよう、見守りをお願いします。

| 行為別<br>年別 | 飲酒 | 喫煙 | 薬物乱用 | 粗暴行為 | 金品<br>不正<br>持出<br>要求 | 性的<br>いた<br>ずら | 暴走<br>行為 | 家出・無断外泊 | 深夜はいかい | 怠学 | 不健全性的行為 | 不良交友 | 不健全娯楽 | 合計 |
|-----------|----|----|------|------|----------------------|----------------|----------|---------|--------|----|---------|------|-------|----|
| 令和6年      | 13 | 44 | 0    | 1    | 0                    | 0              | 0        | 1       | 9      | 0  | 5       | 0    | 0     | 73 |
| 令和5年      | 1  | 7  | 0    | 1    | 0                    | 0              | 0        | 3       | 11     | 0  | 8       | 0    | 0     | 31 |
| 増減        | 12 | 37 | 0    | 0    | 0                    | 0              | 0        | -2      | -2     | 0  | -3      | 0    | 0     | 42 |

(令和6年1月～12月)出典：花巻警察署

## 令和6年『少年センター活動状況』

☆街頭巡回活動（令和6年4月～12月） 実施回数 236回

活動した補導委員数延べ 502人

☆有害図書類自動販売機調査（令和6年11月11日実施）

花巻市少年センター所長と主任少年補導委員、花巻警察署、花巻市防犯協会の合同で行いました。東和町前田2台、田瀬2台が稼働しており、2か所ともDVDが販売されていました。岩手県では販売業者に対し、包括指定対象図書等の撤去要請をしています。

☆令和7年度も安心・安全を十分に考え、街頭補導活動（見回り巡回・補導）を実施いたします。



# 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施中(2月～5月)

こども家庭庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開しています。



## ○取り組み○

- 1 ペアレンタルコントロール（保護者による管理）による対応の推進
- 2 効果的なフィルタリング等の利用
- 3 話し合いによる家庭内ルールづくりの促進
- 4 インターネットを適切に活用する能力の向上促進

## 令和6年11月1日自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました



ポスター：警察庁ホームページより

### ○運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

→ 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

→ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



### ○酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

→ 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車講習制度とは・・・自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を  
反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

『いわて家庭の日』とは親子・家庭の絆を深める日  
青少年が健やかに成長するには、家庭の力が欠かせません。子どもと向き合  
う、家族みんなで過ごす、家族そろって食事をする。

『いわて家庭の日』は家庭を大切に、実践する日です。

毎月第3日曜日 3月は3月16日

### 《発行》

花巻市少年センター

(市民生活総合相談センター内)

電 話 41-3552 (直通)

F A X 41-1299